

# 委員会活動

## 文教厚生委員会

### ○閉会中に行われた委員会

#### 令和5年8月24日開催の調査内容

- 学校給食における異物混入事案に係るその後の経過・対応等について
- 学校プールにおける児童足裏の赤い斑点のような傷の発生事案に係るその後の経過・対応等について
- 学校給食費の改定について
- (仮)通学用自転車レンタル事業について
- 下稻吉中学校屋内運動場新築工事進捗状況について
- 勤労青少年ホーム及び稲吉児童館の閉館について
- 旧霞ヶ浦保健センターの解体について
- 新型コロナウイルスワクチン接種について
- 市社会福祉協議会職員の給与規程に反した事案の経過について
- 市立保育所運営計画(案)について
- 市立保育所における不適切な事案について(報告)
- かすみがうら市敬老祝い金の見直し検討について
- 福祉館運営協議会委員の推薦について
- 学区審議会委員の推薦について

### ○委員会付託案件の審査

#### 令和5年9月11日開催の調査内容

- 請願第2号「手話言語条例に関する請願」について
- 請願第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について

### ○閉会中に行われた委員会

#### 令和5年10月10日開催の調査内容

- 自転車シェアリング事業について



▲説明を受ける委員  
【千代田庁舎委員会室】

## 総務委員会

### ○委員会付託案件の審査

#### 令和5年9月11日開催の調査内容

- 請願第4号「所得税法第56条の見直しを求める意見書についての請願」について



▲説明を受ける委員  
【千代田庁舎全員協議会室】

## 産業建設委員会

### ○委員会付託案件の審査

#### 令和5年9月11日開催の調査内容

- 議案第58号  
市道路線の認定  
について
- 議案第59号  
市道路線の認定  
について
- 議案第60号  
市道路線の変更  
について



▲市道変更箇所現地調査  
【男神地内】

## かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会

かすみがうら市議会議員のより良き政治倫理条例の制定を目指し設置されました「かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会」ですが、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例が制定された後も調査を継続し、その後制定されたかすみがうら市長等の政治倫理条例との整合性を図るべく、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の改正案を、全委員の総意で令和5年第3回定例会に委員会発議第5号として提出しました。

### 条例の主な改正内容

- ・ 議員が議長に政治倫理についての調査を求める場合は議員定数の3分の1（6名）以上の連署が必要となりました。
- ・ 議員の政治倫理を審査する審査会は本市議会議員5名で構成されておりましたが、より専門性のあるメンバーで構成されたかすみがうら市長等の政治倫理条例に規定のあるかすみがうら市政治倫理審査会に審査を求めることになりました。

## 霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会

本市が霞台厚生施設組合負担金のうち本市が使用していない旧施設の解体・処分費については負担できない旨を主張する中、霞台厚生施設組合が令和5年3月2日付けで本市市長宛に負担金の催告書を送付するという事態に至った経緯の調査結果を基に、議員発議第6号として意見書を霞台厚生施設組合管理者宛に提出しました。

### 意見書の主な内容

1. かすみがうら市が霞台厚生施設組合旧焼却施設を使用しておらず、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり、解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきであるから、負担金については再協議すること。
2. 既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地について、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市が構成市町となった時点の経過を相互に確認したうえで、構成4市町の意見を踏まえ、その取扱いについて整理すること。
3. 上記の対応に際しては、第三者等の意見も真摯に受け止め、早期解決に向け配慮すること。  
(要点抜粋)

## かすみがうら市議会議員政治倫理審査会

令和5年1月22日に執行されたかすみがうら市議会議員選挙における議員2名の最終学歴の記載に関して、学歴詐称の疑いがある事案について審査しました。

### 審査結論の主な内容

本審査会において、議論の端緒となったのは、選挙公報での『千葉大学園芸学部園芸別科卒業』と『千葉大学園芸学部農業別科果樹専攻科修了』という表記は、正しいと言えるのであろうか、ということである。

まず、『卒業』という表記について、被審査両議員からの意見聴取の際に証書を持参いただき示していただいたところ、両氏とも所持しているものは『卒業』を示すものではなく『修了』を示すものであった。

次に、審査会として千葉大学園芸学部にもメール照会したところ、修了であっても“学歴としても差し支えない”との回答であった。

しかしながら、選挙公報は、有権者にとっては投票行動に影響を与える重要な一資料となるものであることから、誤解のない、実態に沿った適切な表記が望ましいと思われる。

(要点抜粋)